

(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る環境影響評価方法書に対する神奈川県知事宛て市長意見の公表について(お知らせ)

標記事業に係る市長意見について神奈川県知事から照会があり、これを令和8年5月8日付けで提出するとともに、同日付けで公表しましたので、お知らせいたします。

1 法対象事業者

事業者の名称：ENEOS Power 株式会社

代表者の氏名：代表取締役社長 小野田 泰

主たる事務所の所在地：東京都港区麻布台一丁目3番1号

2 対象事業の名称、種類及び規模

名称：(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト

種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）の新設

規模：出力約75万kW

3 対象事業実施区域

川崎市川崎区扇町12番1号

4 市長意見の公表

令和8年5月8日（金）

5 事業者問合せ先

名称：ENEOS Power 株式会社

所在地：東京都港区麻布台一丁目3番1号

電話：03-6257-7237

問合せ先

川崎市環境局環境対策部環境評価課

電話 044-200-2156

ファクス 044-200-3921

電子メール 30kanhyo@city.kawasaki.jp

( 仮 称 ) 扇 町 天 然 ガ ス 発 電 所  
建 設 プ ロ ジ ェ ク ト に 係 る  
環 境 影 響 評 価 方 法 書 に 対 す る 市 長 意 見

令 和 8 年 5 月

川 崎 市

## 川崎市長意見

「(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト」(以下「対象事業」という。)に係る環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)に対する知事意見の作成に際して、本市が指摘する事項について配慮されるよう要望する。

### 1 全般的事項

対象事業は、最新鋭の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電設備(約75万kW)を新設するものであり、復水器の冷却は冷却塔による淡水循環冷却方式を採用することにより、事業に伴う環境負荷をできるだけ抑える計画としている。

しかしながら、燃料として天然ガスを使用する発電設備を新設し、二酸化炭素の排出量が増加することから、2050年のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、天然ガスと水素の混焼発電、CCU(Carbon dioxide Capture and Utilization:二酸化炭素回収・利用)やCCS(Carbon dioxide Capture and Storage:二酸化炭素回収・貯留)により、温室効果ガスの更なる削減に努める必要がある。

## 2 個別事項

### (1) 大気質

川崎市における一部の大気環境の測定地点で、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく二酸化窒素の対策目標値の下限値を達成していないこと、二酸化窒素が光化学オキシダントや PM2.5 の原因物質となることから、窒素酸化物の排出量に留意するとともに、可能な限り優れた環境性能を備えた施設の採用及び効率的な運転管理を行う必要がある。また、水素を燃料とする場合には、二酸化窒素の排出濃度及び排出量の増加が懸念されることから、天然ガスから水素に切替えた場合の諸元を明らかにするとともに、ガスタービンの燃焼管理、排煙脱硝装置の運転管理を適切に行うことにより、二酸化窒素の排出濃度及び排出量の削減に努める必要がある。

極めて近接した地域に複数の火力発電所が存在する。また、近接した地域への影響を踏まえ、発電所近傍への拡散状況を含め対象事業による大気質の環境影響を予測するだけでなく、近接する火力発電所の排ガスとの複合影響の予測及び評価について準備書で明らかにする必要がある。

### (2) 水蒸気白煙

復水器の冷却は冷却塔により行う計画であり、周辺に存在する既設冷却塔などにより影響を受けるとともに、湿度等の気象条件によっては、周辺の保育園、病院、住居などへの排気（水蒸気）の拡散、船舶、自動車交通などへの白煙による視程障害等の影響を及ぼすことが懸念される。そのため、準備書において、発電所近傍への拡散状況を含め、冷却塔排気による影響について検討する必要がある。

また、周辺に既設の冷却塔や発電所煙突などが存在することは、それらの施設からの排気の巻き込みなどにより、当該施設の冷却塔排気の拡散への影響、冷却塔稼働時の冷却性能への影響が生じることも懸念される。そのため、周辺施設の排気の巻き込みなどの観点から、隣接する施設との複合影響も勘案して、必要に応じて、冷却塔を含む発電施設の最適な配置・位置を検討する必要がある。

## 参考

### ○ 環境影響評価に関する手続経過

令和7年	4月14日	事業者から計画段階環境配慮書の送付及び意見を求める旨の予告文受領
	4月30日	市長意見作成のため市長から審議会宛て諮問
	5月12日	計画段階環境配慮書の受領 事業者から市長意見に係る依頼
	5月13日	環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書の公告及び縦覧開始 神奈川県知事から市長意見提出に係る照会
	6月12日	環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書の縦覧終了及び意見書の締切日
	6月17日	審議会から市長宛て答申
	6月27日	市長意見を神奈川県知事及び事業者宛て送付
	12月23日	方法書の受領
	12月24日	方法書の公告 環境影響評価法に基づく縦覧開始 神奈川県環境影響評価条例に基づく縦覧開始
令和8年	1月29日	環境影響評価法に基づく縦覧終了
	2月6日	神奈川県環境影響評価条例に基づく縦覧終了
	2月12日	環境影響評価法に基づく意見書の締切日
	2月19日	方法書についての意見の概要と事業者の見解の受理
	2月25日	神奈川県知事から市長意見提出に係る照会
	3月4日	市長意見作成のため市長から審議会宛て諮問
	4月22日	審議会から市長宛て答申
	5月8日	市長意見を神奈川県知事宛て提出

○ 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

令和7年	4月30日	現地視察
	5月20日	審議会（計画段階環境配慮書事業者説明及び審議）
	6月17日	審議会（計画段階環境配慮書答申案審議）
令和8年	3月4日	審議会（方法書事業者説明及び審議）
	4月22日	審議会（方法書答申案審議）